

昭和33年12月15日第三種郵便物認可

7月25日(水曜日) (第592号)(毎月25日発行) 平成19年(2007年)

行 所

#### 社団 **全国木材組合連合会**

**編集兼** 後 藤

東京都千代田区永田町2-4-3 ☎(3580) 3215 URL http://www.zenmoku.jp

#### 年500円 定価

『全木連時報』の購読料は年会費に含まれています

### 環境

奴

係る取扱いについて」 施設には当たらないものとして取り扱われる。 した。これにより、一 利用される木焚ボイラー 環境省は七月五日付けで、「木くずの燃料利用に 定の要件を満たす燃料とし を都道府県、 は、 産業廃棄物の焼却 政令市に通知

歩前

進

لح 評

価

木質バイオマスの

利

兀

面

て

#### 定の要件を満 利用され 産業廃 棄物 る木 の焼 ・焚ボイラー たす燃料とし 却施設には当たらず は、 7

が利用される場合、 設にはあたらないものである。 事業場内の生産工程でボイラー 製材工場等において工場また 廃棄物焼却施 て、

廃止届出等により法の適用関係を 明らかとなった施設については、 確にすること。 物焼却施設に該当しないことが あわせて、

の者が共同で設置するボイラーも において協同組合が設置及び複数 当該ボイラーには、 生産事業

有害物質の含有の観点等生活

になる。

(問二)「端材等」

とは、

具体的に

今回の通知により廃 階では混乱があったが、 知で統 であっても、 的な見解が示されたこと

一けである。 環境保全の担保措置は必要。 今回、 以上の措置が示され たわ

環境省の通知の概要は、

次のと

況があった。このために、 県や政令市により判断が異なる状 に規定する産業廃棄物処理施設に 利用(共同利用を含む) 該当するか否かについて、 棄物の処理及び清掃に関する法律 材等をボイラーの燃料として自ら これまでは、 生産工程において発生する端 当該ボイラーが「廃 製材工場等におい 今回の通 する場合 都道府 現場段

以

下は、

林野庁が環境省と協議

する法律」の改正以来、 んできたところである。

法勉強会」(代表=片山虎之助参議 の「森林・林業・木材産業の廃掃 いて全木連としては重点的に取組 今回の措置を巡っては、 材の焼却については、平成九 「廃棄物の処理及び清掃に関 事務局長=後藤田正純衆 対応につ 自民党 | そこで七月五日開催の同会において、 価している。 会長ほか出席し、 があった。会議には全木連から庄司 境省に改善を求めていた経緯がある。 からのヒアリングなどを重ね、 議院議員) 環境省から今回の措置について報告 全木連としては、 が、 以前より関係業界 謝意を表した。 一歩前進と評

# 木くずの燃料利用に係る取扱いについて」 に係るQ&

材工場、 ト工場、 含まれます。 ような工場が含まれますか。 ど木材・木製品製造を行う工場が のうえ作成したQ&A (答) 一 (問一)「製材工場等」には、 フローリング製造工場な 合・単板工場、 般製材工場のほか、 プレカッ 集成 どの

発生する木材片、 どのようなものをいいますか。 樹皮などです。 き芯材、おがくず、 背板など木材製品製造時に 単板製造後のむ 屑、

具体的にどのようなもの 答) (問四) (間三)「ボイラー等」 くん煙処理施設などがあります。 端材等を燃料とするガス化 「協同組合が設置したボイ 0) ですか。 等 は

に係る取扱いについて通知環境省が木くずの燃料利用 十九年版ポスター 給量は2944 建築基準法等の改正による 木材利用推進全国会議 平成十八年の素材需 につ

三二面

面

次

-1 -

十一日、

Ť

KYOで平成十九年度木材

利用促進」などに取り組むとした

の幅広い展開」や「合法木材の

決議を全会一定で採択した。

「全国会議」・「表彰式」・

東京・芝公園のメルパル

動

2利用推進中央協議会は七月

「懇談会」を開催し、「木づか

い運

利

用

推

進

協

が全国

I会議

(1

運

動

の

幅

広

1) 展

開 な

は四五%となった。

利用推進

任関係を明確にして生

一産事業にお

ラー等を当該組合員が組合との責

年度に整備された木造施設は十一

利用推進の取り組みを説明。十八

課長補佐は公立学校における木材

文部科学省施設助成課の笠井賢

万㎡で全体の六・六%。

普通教室

能

品

ケガ・病気入院

床に木材が使われたのは九七%、

壁

への使用は九〇%、

天井

への使

平成19年度 木材利用推進全国会議

建

恭直課長補佐は木造住宅振興策、

た

国土交通省木造住宅振興室の浦

築基準法および建築士法の改正

0)

概要について解説した。

11

的

な展開を呼びかけた。

だと強調し、

木づかい運動の積極

お金をまわすには木材利用が必要」

課

の河野裕之課長補佐は「森林に

国の施策説明で林野庁木材利用

あります。 につい のようにすればよいのでしょうか。 を明確にして」とは、 . て利用する場合」 等の施設について、 て明らかにしておく必要が 協同組合が設置したボイラ 施設の 維持管理や利用等 の 具体的にど 利用規約等 「責任関係

間 五 木くずをボイラー -等の燃 数

るのでしょうか。 等、 |ゆる任意組合)が設置したボイラ 法律に基づかない共同組織(いわ 法律に基づく協業組合等、 料として自ら利用することに関し については、 ー等をその構成員が利用する場合 森林組合法に基づく森林組合 中小企業団体の組織に関する どのような扱いにな その他

の者が共同で設置したボイラー 森林組合等については、 複

**答** 

|等を当該者が個 ようなものを想定していますか。 なく」の「有害物質」とは、どの る木くずが有害物質を含むもので 確にして生産事業において利用す る場合」として扱うこととなります。 (問六)「当該ボイラー等で燃焼す 「々の責任関係を明

のCCAを含浸した端材等がこれ あるもの、例えば、 燃焼の有無によらず有害性 防腐処理剤

は具体的にどのようなことを 排出基準を満たさない等」の のではありません。 のであれば、 防止に定める排出基準等を満たす 着剤が付着していても、 (問七)「大気汚染防止法に定め 燃焼利用を妨げるも 大気汚染 等

ます。 排出基準を満たさないことを のでしょうか (答) 水質汚濁防止法等に定め ιV

に該当します。 なお、 端材等に接

表があった。 について」宮崎県山村・木材振興 要推進の取り組みについて」北海 郎社長③「北海道における木材需 活動について」㈱市瀬・市瀬泰一 課·下沖誠主幹 道林業木材課・木戸口和裕主幹④ 章夫専務② 紙製飲料容器普及協議会・久保庭 で育てる日本の森林」 「宮崎県における木材利用の推進 議事では、 「3・9ペーパー推進 1 「カートカン飲 の四事例の発 森林を育む 記念講演では独立行政法人森林

木材 |④安全・安心を担保する品質・性 の利用促進③間伐材等木質バイオ 拡大及び土木利用等新たな分野で 動」・「木づかい運動」 消費者団体、 マスのエネルギー原料利用の拡大 これらを踏まえ、①木材産業界、 が明 展開②公共施設等への木材利用 の供給⑤合法性等が証明された 「美しい森林づくり推進国民運 木製品の供給体制整備と利 確な乾燥材等の木材・木製 行政関係者が連携し の実践と幅広 営住宅

ĥ 用促進 進活動を展開するとの決議を全会 央・地方一 致で採択した。 丸となって木材利用 の各項を重点として中 推

の経緯などを説明した。 製ガードレールや厚物合板の開 ・建築用部材の開発」と題し、 文夫氏が「国産材利用による土木 総合研究所研究コーディネータ (木材資源利用研究担当) の神谷 木

坂ひとつ木通り三度笠 と森のふれあい体験館 中央協議会会長賞=足寄町役 別賞=山古志村竹沢団地罹災者公 県)、すこやかクリニック ふれあいプール すずめ児童センター 催。各賞の受賞施設は次の通り。 ▼農林水産大臣賞=朝来市あさご (北海道 林野庁長官賞=日向市駅 最後に優良木造施設表彰式を開 木材利用推進中央協議会会長特 (新潟県) ▼木材利用推進 、むつ市川内庁舎及び海 「くじら」(兵庫県) 東京都 (青森県 (高知県 (宮崎 場

おかげさまで30年 中型グループ

#### 企業経営に安心を提供します 全木連グループの各種保障制度

総合賠償 従業員のために 中型グループ 第3者への事故対策に などの備えに 補償制度 大型 木退共 従業員の退職金の準備に 各総合保障 経営者のために L型 プラン 経営者の退職金などの準備に 積立終身 無配当型

全国木材協同組合連合会

東京都千代田区永田町2-4-3 〒100 -0014 TEL 03 -3580 -3215 (代)

問題は小規模木造住宅

まだ不明な点が多い

興室長は、

挨拶の中でこのことに

# 建築基準法等の改正による影響 建築確認・ 検査は厳

しても日ごとに関心が高まってき ると思われるが、このようなこと あるとも聞かれる。具体的な事柄 は今後の事例を見ていくことにな に不明の点もあって、やや混乱が 現場段階では確認申請の方法など | 変更は利かず、 から施行された。これに関連して、 準法については今年の六月二十日 その防止策として、 :年の十二月に改正され、建築基 **〒年の六月に、また、建築士法が** 構造計算書の偽装問題を契機に、 建築基準法が

利用推進協議会全国会議」に出席 した国土交通省の越海木造住宅振 七月十一日に開催された「木材

木

連

時

資材を供給する木材業界と おり、住宅の売主には保険や供託 ふれ、 |により、瑕疵担保責任を履行する |確保等に関する法律」が成立して 要点を示した。 |あること。確認申請の図面 ための資力の確保が義務付けられ 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の さらに、住宅関連では、

に実施される。

に関する基本的な制度の骨格になる。 以上の三つの法律が今後の建築

これまでのような差し替えなどの |材は品質性能が保証されたもので |トしてほしい。当然供給される資 |滑に進むように工務店等をサポー 木材業界には建築行為が円 再申請になるなど

〈一定の高さ以上等の建築物〉

ることとなり、 公布後二年半以内 五月に

|最大七十日間。 |詳細な構造審査を要する場合には 日間から三十五日間に。 ただし、

必要がある。

いるため、

同法が施行される平成

定の審査省略見直しが決められて 小規模木造住宅に係る構造関係規 われる。また、建築士法の改正で、 査は前述の「指針」に基づいて行 りの確認申請で済む。ただし、審

四、三階建て以上の共同住宅に

成

18年の

素材需給量は2944

方

m³

平

成18年木材統

うこととなる。従来、設計図書に は、これに従って適正に業務を行 に関する指針が告示で定められ、 関係法令に適合しない箇所や不整 建築主事や民間機関の確認検査員 三、建築確認や中間・完了検

とを踏まえ、指針においては、誤 | 差替えや訂正がある場合には、再 |記や記載漏れなどを除き、 | 偽装問題等の一因となっていたこ たがって、 行が見られたが、こうした慣行が 申請を求めることとしている。し 補正させた上で確認するという慣 事等が申請者にその旨を連絡し、 合な箇所がある場合には、建築主 申請前に設計図書のチ 図書の 比一・四%増の二千九百四十四万 であった。木材チッ 対し、合板用は一一・八%の増加 一千㎡であった。 一・三%増加した。

建築主事 又は 建築主 指定確認検査機関 建築確認 審査方法の指針 に基づき審査 今回創設 指定構造計算適合性判定機関【新設】 (知事指定) 専門家による審査※(ピアチェック) を確定した上で、 ※大臣認定プログラムを用いた場合 再入力・再計算を行い審査を効率化 〈上記以外の建築物〉 建築主事 又は 確認申請を行う 建築主

建築確認

る構造計算審査はなく、

従来どお

造住宅については、指定機関によ

これ以下の規模の、

小規模な木

以上が該当部分の概要である。

指定確認検査機関

に基づき審査

には、責任を明確にするため、 複数の設計者が関わっている場合

認申請書の設計者欄に全員の氏名

等を記載する。

ついては、

五、確認申請に係る建築設計

中間検査が義務付けら

審査方法の指針

平成十八年の素材需給量は、前年 「平成十八年木材統計」によると、 農林水産省が四月に公表した |減少の千二百八十三万二千㎡とな った。

|る製材用は前年比一・○%減の二||材、ニュージーランド材、 千三十四万二千。㎡であり、これに 需要面では、需要の七割を占め とも減少した。 材が増加したものの、 ・四%増加し、 ・九%増加した。外材では、北洋 国産材では、 広葉樹も前年比 針葉樹が前年比 南洋材、 注材、米 その他

|だ少ないものの合板用が前年比 のほか、木材チップ用も増 五・二%増加したのが目立つ。こ 国産材針葉樹素材では、量はま

# うち、木材業界の関心が高いのは、 「建築確認・検査の厳格化」につ 建築士法の改正の

ているところをまとめると、 木造建築に関連し、はっきりし 次の

又は軒の高さ九m超の建築物につ 木造の場合、高さ十三m超

|審査が義務付けられる。指定機関 手数料の引上げ)。 は指定確認検査機関に請求 適合性判定機関)による構造計算 いては、指定機関(指定構造計算 は審査に要する費用を建築主事又 構造計算適合性判定制 (確認 度の

が延長される。 導入に伴い、建築確認の審査期間 これまでの二十一 ے ک |エックを十分に行うことは当然の

あらかじめ建築計画の内容

㎡であり、

外材は前年比○・三%

・七%増加して千六百六十万九千

素材供給は、国産材が前年比二

プ用も前年比

な対応が必要と見られる。

一十年十二月以降については新た

#### 景況調査=全木協

19年6月分集計表 ()内は実数

〔流通部門〕		モニター数125 匝	回答数93 回収率74%
当月の状況			
販 売 量	増加21% (20)	変わらず51%(47)	減少28% (26)
仕 入 量	増加17%(16)	変わらず43% (40)	減少40% (37)
販 売 価 格	上昇15%(14)	変わらず76% (70)	下降 9% (8)
仕 入 価 格	上昇24% (22)	変わらず67% (62)	下降 9% (8)
来月の見通し			
販 売 量	増加28% (26)	変わらず54% (50)	減少18% (17)
仕 入 量	増加16%(15)	変わらず58%(54)	減少26% (24)
販売価格	上昇12%(11)	変わらず77%(71)	下降11% (10)
仕入価格	上昇22% (20)	変わらず63% (58)	下降15% (14)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米 材	29% (23)	52% (42)	19% (15)
南 洋 材	32% (23)	53% (39)	15% (11)
北 洋 材	47% (36)	35% (27)	18% (14)
国 産 材	20% (17)	68% (57)	12% (10)
建材	15% (11)	64% (47)	21% (15)

乾燥材取引の	増 加	変わらず	減少
頻度	26% (22)	74% (63)	0% ( 0)

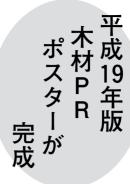
[製	・生	亚化	Н	<b>日</b> 1	
<del>'''''</del>	10	ᆔ	г	71	
( ==	$\sim$	HI		•	

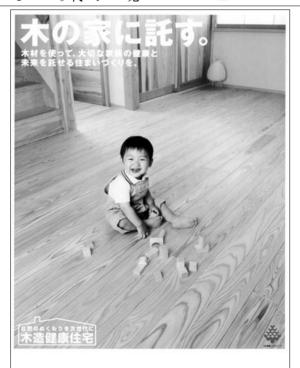
当月の状況				
販 売 量	増加32% (32)	変わらず38% (39)	減少30% (30)	
仕 入 量	増加24% (24)	変わらず39% (40)	減少37% (37)	
販 売 価 格	上昇12%(12)	変わらず71%(72)	下降17% (17)	
仕 入 価 格	上昇24%(24)	変わらず59% (60)	下降17%(17)	
来月の見通し				
販 売 量	増加28% (28)	変わらず57%(57)	減少15% (15)	
仕 入 量	増加19% (19)	変わらず55% (56)	減少26% (26)	

蚁 冗 徊 恰	上升10% (10)	変わらす 11% (18)	下降13%(13)
仕入価格	上昇20%(20)	変わらず68% (68)	下降12% (12)
3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米 材	20% (10)	68% (33)	12% (6)
南 洋 材	35% (13)	54% (20)	11% (4)
北 洋 材	55% (25)	27% (12)	18% ( 8)

北洋材	55% (25)	27% (12)	18% (8)
国 産 材	27% (22)	52% (43)	21% (17)
プレカットの動向			
受注後、加工ま	1ヵ月以内	1ヵ月	1ヵ月以上
での待ち時間	79% (15)	21% (4)	0% ( 0)

R、イベントなどに活用する。 今年の木材PR用ポスターが完 の木造住宅を訴える内容となって の大造住宅を訴える内容となって の関心の高い「健康」を強調した。 全体で、二万三千枚を作成し、 現代 の関心の高い「健康」を強調した。





# お役に立ちます 林業・木材産業信用保証

造林・育林、素材生産、木材・木製品製造 薪炭生産、林業種苗生産、きのこ生産、木材卸売業 に必要な事業資金の債務保証を行います。

#### 皆様の経営にぜひこの制度をご活用下さい。

独立行政法人農林漁業信用基金(株業部門)

副理事長 加藤 鐵夫

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 (コープビル11階) TEL 03-3294-5581 FAX 03-3294-5595 ホームページ://www.affcf.com